

一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会 少額支援規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会（以下、Grafsec-Jという。）が行なう少額支援制度における支援金の交付に関する基本的な事項を定めることにより、支援金に係る予算の執行及び交付を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「支援金」とは、Grafsec-Jが全国会員に対して、その事業を支援するために交付するものをいう。

2 この規程において「被支援会員」とは、Grafsec-Jより当該制度において支援を受ける者をいう。

(助成の対象等)

第3条 支援対象事業及び年度ごとの交付の金額・回数の上限等は、理事会が別に定める。

(支援の申請)

第4条 支援金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、支援を希望する事業の目的、内容、支援を希望する金額とその使途及びその他必要な事項を記載した少額支援申請書（様式第1号）を、予め定められた期間に事務局長あて提出しなければならない。

(支援の決定)

第5条 事務局長は、支援の申請があったときは、当該申請に係る書類を調査し、必要があれば申請者に照会するものとする。

2 事務局長は、理事及び監事に対し、申請書及び前項の照会結果に基づき、7日以上の期限を付して支援の可否につき意見照会を行う。

3 期限までに支援を否とする意思表示がなかったときは、支援を決定したものとみなす。

4 期限までに支援を否とする意思表示があったときは、事務局長は申請者に対し説明依頼を行い、その結果を踏まえ直近の理事会において支援の可否を決定する。この場合において、理事又は監事から意見のあったとき、その他適正な支援を行うため必要があるときは、支援申請に係る事項につき修正を加えて支援の決定をすることができる。

5 前項の規定により支援を否とする決定がなされた場合でも、当該申請者が第4条の期間内に再度支援申請することを妨げない。

(決定の通知)

第6条 事務局長は、前条第3項に基づき支援を決定することとみなされた場合又は前条第4項に基づき理事会が支援の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を支援決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る支援の決定内容又はこれに付された条件では事業の実施が困難なときは、支援事業実績報告兼支援金請求書を提出する前に適宜文書（自由書式）をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援の決定は、なかったものとみなす。

す。この場合、当該申請者が第4条の期間内に再度支援申請することを妨げない。

(事業の遂行)

第8条 被支援会員は、支援の決定の内容及びこれに付した条件その他代表理事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。

(実績報告)

第9条 被支援会員は、事業が完了したときは、速やかに事業の実施状況を記載した少額支援事業実施報告書兼支援金請求書(様式第3号)に事務局長が定める書類を添えて報告しなければならない。

(支援の額の確定)

第10条 事務局長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査により、その報告に係る助成事業の成果が助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金確定通知書(様式第5号)により当該助成事業者等に通知する。

(交付の時期)

第11条 支援金は、前項の額の確定の後速やかに交付する。

(支援決定の取消し)

第12条 理事会は、被支援会員が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、代表理事は支援変更決定通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援決定を受けたとき。
- (2) 事業内容が著しく申請と相違したとき(事務局長が認めた場合を除く)。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、若しくは代表理事の処分に従わなかったとき。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、支援の実施に当たり必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年1月28日から施行する。